

医療法人明晴会

西武訪問看護事業所

重要事項説明書及びサービス内容

<医療保険>

(令和 7年 3月 1 日現在)

1、 事業所概要

事業所名称	西武訪問看護事業所
所在地	入間市野田 3078-2
指定年月日	平成 13年 2月 1日
指定訪問看護ステーションコード	2890051
法人種別	医療法人 明晴会
代表名	理事長 野中 晴彦
所長名	看護師 小林 恵美
電話番号	04-2931-3770
FAX番号	04-2931-3771
通常の事業の実施地域	入間市 (入間市以外の訪問地域は相談に応じます)

2、 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援、要介護状態にある方が、生活の質を高めることが出来るように、状況に応じた看護の提供、専門的な指導を行うことを目的とします。
運営方針	利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえて、健康の保持、増進、回復を図るとともに疾病や障害による影響を最小限に留め、在宅で安心して日常生活が送れるように支援します。地域医療を重視し保健、医療、福祉関係者との密接な連携を図ります。

3、 事業所の職員体制

従業員及び職種	勤務の体制
看護師 (管理者)	1人
看護師	3人以上 (管理者も含め)

4、 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 8時 30分～午後 5時 30分まで (24時間体制対応届けあり)
休日	日曜日、国民の祝日、12月 30日午後 12時 30分～1月 3日

利用内容：訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、加算、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費等から成り立っています。

◎料金は、以下の通りです。

訪問看護基本療養費 I II (週3日まで)	5,550円 ※1	訪問看護管理療養費 (月の初日の場合)	7,670円
訪問看護基本療養費 I II (週4日から)	6,550円 ※1、	訪問看護管理療養費 1 (月の2日目以降1日につき)	3,000円
訪問看護基本療養費 II	2,780円 (同一建物居住同日3人以上週3日まで)	訪問看護情報提供療養費 1・2・3 (算定要件あり)	1,500円
訪問看護基本療養費 II	3,280円 (同一建物居住同日3人以上週4日から)	訪問看護ベースアップ評価料 I	780円
訪問看護基本療養費 III (算定要件あり)	8,500円	訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円

①難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した時：4500円／3回以上の時：8,000円
②緊急訪問看護加算	(1日1回のみ15日目以降は2,000円) 2,650円
③長時間訪問看護加算	(算定要件あり) 5,200円
④複数名訪問看護加算	(以下に説明あり) 4,500円
⑤夜間・早朝、深夜訪問看護加算 ※2	夜間・早朝：2,100円 深夜：4,200円
⑥24時間対応体制加算	6,520円/月
⑦特別管理加算 I・II	Iの場合 5,000円/月 IIの場合 2,500円/月
⑧退院時共同指導加算	8,000円/月
⑨退院支援指導加算	(90分未満) 6,000円 長時間(90分を以上) 8,400円/日
⑩在宅患者緊急時等カンファレンス加算	(算定要件あり) 2,000円/月 2回まで
⑪特別管理指導加算	(算定要件あり) 2,000円/月
⑫訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円/月
⑬在宅患者連携指導加算	(算定要件あり) 3,000円/月

◎「算定要件あり」については、該当時に改めて説明いたします。

※1 IIは同一建物居住者の同日訪問人数2人までの算定。

※2 夜間・早朝の時間帯：午後6時～午後10時と午前6時～午前8時まで

深夜の時間帯：午後10時から午前6時まで

②緊急訪問看護加算について：患家からの求めがあった場合で医師の指示があったとき算定

④複数名訪問看護加算 (対象は別表7または8該当者が算定) について：看護師と看護補助者での算定は以下の通り

- イ. 看護職員+他の看護師等 4,500円 (同一建物内3人以上4,000円) 週1回のみ
- ハ. 看護職員+その他の職員 3,000円 (同一建物内3人以上2,700円) 週3回まで
- ニ. 看護職員+その他の職員 1日に複数回訪問した時について
 - 1日1回：3,000円 (同一建物内3人以上2,700円)
 - 1日2回：6,000円 (同一建物内3人以上5,400円)
 - 1日3回：10,000円 (同一建物内3人以上9,000円)

7、 事故発生時・緊急時の対応方法

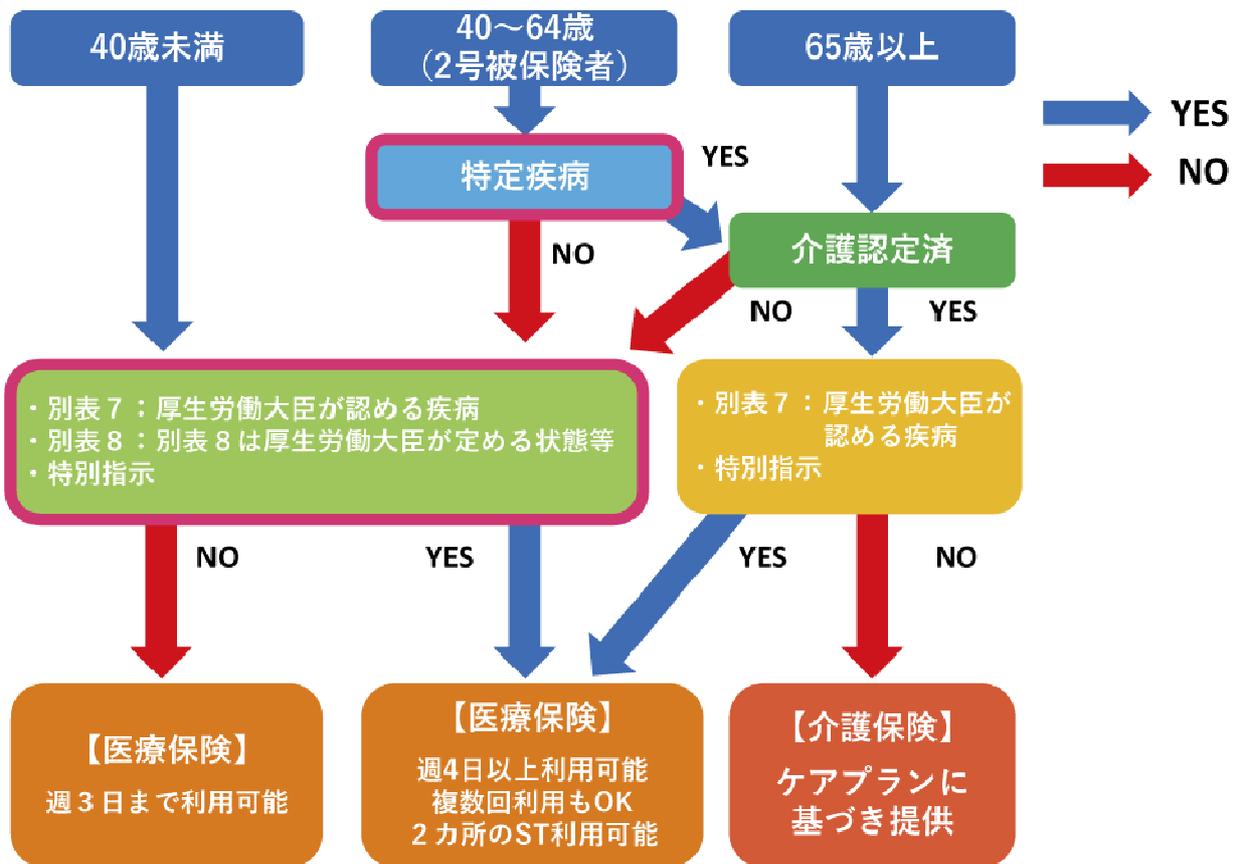
利用者の主治医又は、西武訪問看護事業所の協力医療機関、西武入間病院 西武クリニックへの連絡調整を行い、医師の指示に従います。

8、 損害賠償

事業所は、訪問看護サービスの提供にあたっては、万が一事故（利用者の生命、身体、財産に損害）が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害賠償します。

9、 サービス利用に関する留意事項

- ① 訪問看護師等への贈り物、飲食物の提供はお断りいたします。
- ② 訪問看護師等は、年金などの金銭の取り扱いは出来ません。
- ③ 訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師等が事務所へ連絡する際、携帯電話の電波が届かない等の理由により使用できない場合には、電話の使用をさせていただきます。
- ④ 訪問看護師等は、ご利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供は出来ません。
- ⑤ サービス提供時、犬猫等ペットはゲージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いします。ペットの放し飼いは訪問看護の妨げになる場合があります、噛み付く恐れもありますので、よろしくをお願いします。なお、万が一、噛み付く等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
- ⑥ 虐待防止に関する法を遵守し適切に対応いたします。利用者が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに市町村に通報いたします。
- ⑦ 暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。



事業所の重要事項説明書及びサービス内容説明書に同意されたものとする。下記書類に署名捺印の上2通作成し、利用者及び事業者一通ずつ保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご利用者	私は、重要事項、サービス内容の説明を受け、その内容を理解し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。
	住所 氏名 電話番号

ご家族	私は、重要事項、サービス内容の説明を受け、その内容を理解し、本人に代わり署名します。
	住所 氏名 電話番号

事業者	当介護予防訪問看護・訪問看護サービス事業者は、ご利用者様の申し込みを受諾しました。
	住所 入間市野田 3078-13 名称 医療法人明晴会 理事長 野中晴彦 指定番号 埼玉県 1162890051号 事業所 西武訪問看護事業所 事業所電話番号 04-2931-3770